

住民監査請求監査結果

第1 監査の請求

1 請求人

札幌市中央区南1条西10丁目タイムスビル3階 札幌市民オンブズマン 代表 太田 賢二

2 請求書の提出年月日

平成25年5月16日

3 請求の内容

次の(1)及び(2)は、本件住民監査請求（補正書面の内容を含む。）を要約したものである。

(1) 主張事実の要旨

ア 北海道議会（以下「道議会」という。）における会派及び各議員に対しては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第100条第14項及び北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する条例（平成13年北海道条例第41号。以下「条例」という。）第1条に基づき、議会議員の「調査研究に資するため必要な経費の一部として」政務調査費を交付することが認められている。

イ 道議会において1年度ごとに交付される政務調査費の金額は、各会派については、各会派に所属する議員数に10万円を乗じた額である。議員に対しては、議員1名について1か月あたり38万円乃至43万円、年間476万円である。

ウ 平成23年度において自由民主党・道民会議北海道議会議員会（以下、「自民党道民会議」という。）は、自由民主党北海道支部連合会（以下「自民党道連」という。）に対して、調査委託費として、計4,125万4,620円の支出を行った。なお、調査委託費としての支出合計額は4,500万5,040円であるが、政務調査費からはその一部を支出しているものと思われる。

エ 上記支出については、領収書等添付票の用途項目の欄には単に「調査委託費」と記載されているのみであり、具体的にいかなる用途に用いられたのか全く判然とせず、真に議員の調査研究に資するために必要な経費であったかどうか明らかでない。

むしろ、支出先が会派の所属する政党の支部等の団体であること、支出金額が1か月ごとに概ね一定額であることなどに照らすと、上記支出は、具体的な調査を委託し、その対価として支出されたものとは認定しがたく、政務調査費を政務調査以外の用途に用いるための方便として利用した可能性すら窺われる。したがって、上記支出の全額は、議員の「調査研究に資するため必要な経費」についての支出とは認められず、法第100条第14項及び条例第1条に反し、違法である。

オ 平成23年度において北海道議会民主党・道民連合議員会（以下、「民主党道民連合」という。）は、民主党北海道総支部連合会（以下「民主党北海道」という。）に対して、調査委託費として、合計2,960万円の支出を行った。

カ 上記支出については、領収書等添付票の用途項目の欄には単に「調査委託費」と記載されているのみであり、具体的にいかなる用途に用いられたのか全く判然とせず、真に議員の調査研究に資するために必要な経費であったかどうか明らかでない。

むしろ、支出先が会派の所属する政党の支部等の団体であること、支出金額が1か月ごとに概ね一定額であることなどに照らすと、上記支出は、具体的な調査を委託し、その対価として支出されたものとは認定しがたく、政務調査費を政務調査以外の用途に用いるための方便として利用した可能性すら窺われる。したがって、上記支出の全額は、議員の「調査研究に資するため必要な経費」についての支出とは認められず、法第100条第14項及び条例第1条に反し、違法である。

- キ 自民党道民会議は、平成 23 年 11 月 7 日乃至 11 月 9 日における「T P P 交渉参加反対北海道要請集会出席並びに農林水産省・北海道代議士会（自民党）への要請活動」のための旅費、宿泊費について、調査研究費として、26 万 4,150 円の支出を行い、また、平成 23 年 12 月 20 日における「北海道両院ブロック議員会との懇談会等」及び「平成 24 年度北海道開発関係予算要請」のための旅費、宿泊費等について、調査研究費として、285 万 8,957 円の支出を行った。
- ク 上記支出は陳情活動及び政治集会への参加を内容とするものであるが、陳情活動は、あくまで政策的な要望事項を政府に伝えるためのものであって、「調査研究」ではなく、陳情活動に際して国会議員や閣僚等と意見交換をするに際して、何らかの知見や情報を取得することが皆無とまではいえなからうが、それはあくまで副次的な効果に過ぎないのであって、少なくとも陳情活動の本質的部分は、「調査研究」の性質を有してはいないはずである。
- これは、政治集会等への出席についても同じことが言えるのであって、政治集会等への出席は、特定の政治課題の達成を主たる目的とするものであり、集会への出席により何らかの知見や情報を取得することがあったとしても、それは副次的効果にすぎない。したがって、これらの活動のために政務調査費を支出することは、違法とされなければならない。
- ケ 民主党道民連合は、平成 23 年 7 月 19 日乃至 20 日における来年度国費予算についての要望活動のための旅費等について、調査研究費として、12 万 5,090 円の支出を行い、また、平成 23 年 9 月 13 日乃至 14 日における「中央要望活動」のための旅費、宿泊費等について、調査研究費として、24 万 4,980 円の支出を行った。
- コ 上記支出は陳情活動を内容とするものであるが、陳情活動は、あくまで政策的な要望事項を政府に伝えるためのものであって、「調査研究」ではなく、陳情活動に際して国会議員や閣僚等と意見交換をするに際して、何らかの知見や情報を取得することが皆無とまではいえなからうが、それはあくまで副次的な効果に過ぎないのであって、少なくとも陳情活動の本質的部分は、「調査研究」の性質を有してはいないはずである。したがって、これらの活動のために政務調査費を支出することは、違法とされなければならない。
- サ なお、法 242 条第 2 項は、公金の支出行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過したときを監査請求が可能な期間とし、1 年を経過した場合であっても、「正当な理由があるとき」は監査請求が可能としている。
- シ 正当な理由に係る補正要求に対しては、以下のとおりである。平成 23 年度分の政務調査費の収支報告書等が閲覧に供されたのは平成 24 年 7 月 31 日であった。この点、平成 23 年 4 月分の収支報告書及び平成 23 年度中に消滅した会派（新政会）に係る収支報告書については、平成 24 年 7 月 30 日以前に閲覧が可能であったかもしれないが、たとえば道議会のホームページを通じて告知をされたものではなく、一般的な北海道民が容易に知り得る状態にはなかったことからすると、平成 24 年 7 月 30 日以前の時点においては、住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみてその公金支出行為の存在及びその内容を知ることができる状態にあったとはいえないことから、これらの支出についても、平成 24 年 7 月 31 日から 1 年間以内になされた監査請求については、「正当な理由」があるというべきである。
- ス 北海道・大地（以下「大地」という。）は、平成 23 年 10 月 12 日における「T P P 参加の反対について」と称する活動のための旅費について、調査研究費として、6 万 4,740 円の支出を行った。
- セ 上記支出は陳情活動を内容とするものであるが、陳情活動は、あくまで政策的な要望事項を政府に伝えるためのものであって、「調査研究」ではなく、陳情活動に際して国会議員や閣僚等と意見交換をするに際して、何らかの知見や情報を取得することが皆無とまではいえなからうが、それはあくまで副次的な効果に過ぎないのであって、少なくとも陳情活動の本質的部分は、「調査研究」の性質を有してはいないはずである。したがって、これらの活動のた

めに政務調査費を支出することは、違法とされなければならない。

ソ なお、平成 24 年 8 月 29 日に成立した法の改正法案の審議において、稲津久衆議院議員は、陳情活動等のための旅費について、「調査研究の活動と認められていなかった」ものが、この改正によって支出の対象とできるようになると答弁しており、少なくとも平成 23 年度当時の法によれば、政務調査費を陳情等の活動に支出することは許されないということが、改正の前提とされており、そうであれば、かかる法改正の経緯に照らしても、政務調査費を陳情等の活動に支出することは、当然に違法となる。

タ 民主党道民連合は、平成 23 年 11 月 1 日に開催した「平成 23 年度新米試食会」の飲食代について、会議費として、16 万 8,699 円の支出を行った。

チ 政務調査費の手引（以下「手引」という。）によれば、会議費の中での食糧費の支出は、研修費の場合に準じ、「会派が行う研修会、講演会及び他団体が開催する研修会、講演会等並びにそれらに連続した懇談会での食事、飲食に充当する場合は、社会通念上許容される範囲のものとする」とされているが、上記「平成 23 年度新米試食会」は、文字通り「試食会」であって、研修会、講演会のいずれにも該当しない。したがって、食糧費を支出し得ないのであるから、これに政務調査費を支出することは違法となる。

ツ 新政会は、通信講座「一発短答合格コースDVDクラス」の受講費用について、研修費として、17 万 8,920 円の支出を行った。

テ 手引によれば、研修費とは、「会派が行う研修会、講演会の実施に必要な経費並びに他団体が開催する研修会、講演会等への所属議員及び会派の雇用する職員の参加に要する経費」とされているが、上記費用は、単に弁理士試験用の教材として開発されたDVDに過ぎず、研修費として支出が許された用途のいずれにも当てはまらない。

そもそも、通信講座「一発短答合格コースDVDクラス」の受講費用は、個人の私的な資格取得のためにしか利用しえないものであって、かかる費用についての政務調査費の支出が許容されるとすれば、個人の能力向上や資格取得のための支出が際限なくなされることになりかねない。それこそ、司法試験受験のための教材購入費用等に政務調査費を使おうとする議員が出る可能性すらある。したがって、かかる支出は、当然に違法とされなければならない。

ト なお、上記支出については、前述のとおり、正当な理由に係る補正要求に対して、平成 24 年 7 月 31 日から 1 年間以内になされた監査請求については、「正当な理由」があるというべきである。

(2) 措置内容

北海道が、道議会の各会派及び各議員に対し、平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 3 月 31 日までの間に支給した政務調査費のうち 7,476 万 156 円は、違法又は不当な公金の支出であるので、北海道知事に対し、北海道が行ったかかる違法不当な支出により被った損害につき、支出額相当額の返還を求めると損害を填補するための必要な措置及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等の措置を講ずるよう勧告することを求める。

第 2 監査委員の除斥

平成 25 年 7 月 5 日まで任期を務めた監査委員加藤礼一及び監査委員池田隆一、また、同月 6 日から任期を務める監査委員丸岩公充及び監査委員佐々木恵美子は、政務調査費の支出について直接の利害関係を有することから、法第 199 条の 2 の規定により除斥とした。

第 3 請求の要件審査

本件住民監査請求については、違法又は不当とされる行為のうち一部が当該行為のあった日又は終わった日から 1 年を経過して請求していることから、その正当な理由について補正を求め、また、

事実を証する書面の添付に不足があったことから、書面の追加を求めたところ、平成 25 年 6 月 4 日に、当該正当な理由について補正された書面が提出され、また、事実を証する書面が提出されたことから、法第 242 条の所定の要件を具備しているものと認め、同月 7 日付けをもって、これを受理した。

第 4 監査の実施

本件住民監査請求は、平成 23 年度の政務調査費の支出に関するものであることから、以下の記述は、特に説明を加えたものを除き、平成 23 年度当時の法、条例等を基としたものとなっている。

1 監査対象事項

平成 23 年度における自民党道民会議、民主党道民連合及び大地の政務調査費のうち調査研究費に係る支出、民主党道民連合の政務調査費のうち会議費に係る支出並びに新政会の政務調査費のうち研修費に係る支出が、違法又は不当な公金の支出に当たるか否かを監査の対象とした。

2 監査対象部局

道議会事務局

3 請求人の陳述及び証拠の提出

(1) 法第 242 条第 6 項の規定に基づき、平成 25 年 6 月 17 日、請求人の陳述を実施した。その要旨は次のとおりであった。

ア 道議会の政務調査費について、平成 20 年度の支出分から毎年住民監査請求を行ってきた。

これまでに行った 3 回の住民監査請求は、いずれもその後裁判になっているが、まだ判決は一つも出ていないものの、審理の過程において、議員が自ら政務調査費の一部を返納するケースが、少なからず見受けられる。これは、議員自らが、裁判での審理を通じて、政務調査費の使途の一部について、違法であった又はその疑いがあると判断したからにほかならない。

イ 今回の監査請求のうち、費目として最も多くの数を占める陳情費用については、「活動記録簿」という書類が作成されているが、それらの内容をみると、「中央要望活動」や「国費予算についての要望活動」など、明らかに、調査ではなく特定の政治課題についての要望を行ってきたとしか考えられない活動が多くを占めている。

もちろん、陳情活動を行う中で、国会議員や官公庁の職員から何らかの情報がもたらされることも皆無ではないだろうが、あくまで陳情の副産物であって、主要な目的とは言えないはずである。

ウ 議会事務局が作成した手引の「調査研究費」の項目には、陳情活動への支出が許されるとは、一言も書いていない。

エ 「政務調査費」から「政務活動費」への法改正に際して、稲津久衆議院議員は、国会で、「従来、調査研究の活動と認められていなかった、いわゆる議員としての補助金の要請あるいは陳情活動のための旅費といったものについても、条例で対象とすることができるようになる」と答弁している。つまり、陳情旅費については、従来は政務調査費の枠組みで支出することは違法であった、それを適法にするために法改正したということが答弁で語られている。なお、稲津久議員は、道議会議員を 3 期務めた方であり、上記の答弁は、当然、道議会の政務調査費のことも念頭に置かれていたはずである。

もし、この答弁が正しいと考えるのであれば、政務調査費から陳情旅費を支出することは、当然違法とならざるを得ず、逆に、この答弁が間違っているということであれば、法改正は、もともと必要がなかったことになり、立法事実が存在しないにもかかわらず、あたかも存在するようなことをでっち上げて、その上で、法改正がなされたということになる。

オ 会議費「新米試食会」については、活動記録簿を見ても、これが何の「調査」であって、どのように議会の審議に役立ったのか、まるで私たちには理解できない。これは単に、議員達の「食費」を支出したに過ぎないとしか考えられない。もし、これが適法と判断されることになるのであれば、北海道は食べ物の美味しいところであるので、ありとあらゆる食材が「試食会」の名の下に、議員の食卓に供されることになるのではないか。

カ 講座受講費用についての支出は、今回の監査請求の中でも、最も言語道断だと思える支出の一つで、弁理士の資格試験の合格のためのDVDを政務調査費を使って購入するとは、公金を使っているという自覚がまるでないものと言わざるを得ない。活動記録簿には、「知的財産、商標登録等の政策立案に係る参考資料として、今後も有効活用する予定である」などと書かれているが、それであれば、知的財産について、必要な書籍を購入する、あるいは当該分野の専門家に会って教えを請うなどすればよい。このDVDは、あくまで資格試験突破のためのものであって、政策立案に役立つには程遠いことは明らかである。

キ なお、当該支出については、この支出を行った会派が会期中で消滅したため、政務調査費の支出についても早期に開示されており、したがって、法上の監査請求の期間制限を徒過しているのではないかと、といった指摘が監査委員事務局よりあったが、通常、当該年度が終了した後、政務調査費の収支報告書等の資料が整理・調整されたことの告知があって初めて政務調査費の資料を閲覧可能になったことを知ることができるのであって、一部だけひっそりと開示されていたからといって、期間制限を盾に判断を避けるのは、住民による公金の支出の監視という住民監査請求制度の趣旨からいって、あまりに不適當な運用でないかと思われる。

ク 調査委託費については、過去3回の監査請求でも問題としてきたところだが、年間数千万円ものお金が、その内訳・使途が全く分からないままに政党支部に流れるという、まさに異様な状況が続いており、全国の他の都府県の議会でも例がない。会派に交付される政調費の7割が、「調査委託費」というブラックボックスのお金として、そのまま政党支部に流れるということが、もう何年も続いているということの異常さを、改めて見つめていただきたい。

(2) 法第242条第6項の規定に基づく、請求人からの新たな証拠の提出はなかった。

4 監査対象部局からの事情聴取

平成25年6月10日、監査対象部局である道議会事務局から、請求人が違法又は不当な支出と主張する事項に対する見解などについて聴取を行った。その主な説明内容は次のとおりであった。

(1) 政務調査費について

ア 政務調査費は、地方議会の活性化を図るという点から、その審議能力を強化することが不可欠であることから、地方議員の調査活動基盤の充実を図るため、平成12年の法の一部改正により、法制化された。

イ 法では、議員の調査研究に資する経費の一部として会派又は議員に対して交付し、交付を受けた会派又は議員は、政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出することとし、具体的な交付対象、額、交付の方法などについては、各自治体の裁量に委ねられており、道議会においては、他都府県と同様、全国都道府県議会議長会（以下「全国議長会」という。）が作成した「政務調査費の交付条例（例）及び同規程（例）」（以下「交付条例（例）等」という。）を参考にして、平成13年3月、条例及び北海道議会の会派及び議員の政務調査費に関する規程（以下「規程」という。）を制定し、交付の方法など必要な事項を規定している。

ウ 政務調査費の交付方法等は、道議会では、政務調査費を会派及び議員に交付することとし、会派には月額10万円に会派所属議員数を乗じて得た額を、議員には平成23年7月までは月額43万円を、同年8月以降は5万円を減額して38万円を、それぞれ毎月交付し、交付された政務調査費の使途については、規程に定める使途基準によるとした。また、交付を受

けた会派及び議員は、年度終了後 30 日以内に収支報告書を議長に提出し、残余がある場合はその額を返納することとしている。

エ 条例の制定に併せ、制度の趣旨や手続き、使途の例示などを盛り込んだ手引を作成し、各会派及び各議員に配布するとともに、道議会事務局において、個別に説明会などを行い、その周知を図っている。なお、この手引は、平成 18 年及び平成 21 年の条例改正、平成 22 年度の北海道議会政務調査費調査等協議会（以下「協議会」という。）の設置に併せて、三度の改定を行ってきた。手引の内容については、会派や議員からの求めに応じ、道議会事務局において、随時、説明を行っているほか、議員の改選の際には、新人議員に対して、制度内容等の説明を行い、周知に努めている。

オ 議長の調査権は、法上は明示されていないが、全国議長会が条例等の標準例を作成した中で、「都道府県が支出する経費については、予算の適正な執行の観点から、一般的には知事の調査、検査の権限が及ぶものであるが、議員の政治活動の自由を確保する観点から、全面的に知事の調査、検査権に委ねることは適当でない」、「政務調査費が常に制度の趣旨に即して適正な執行が確保されるべきとの観点に立って、議長に対し、必要に応じ、所要の調査が行えるよう条例において定めることが適当」との考え方が示されている。道議会においても、その趣旨に沿って、条例第 10 条に議長の調査権を規定した。道議会事務局においては、議長の調査を補佐するため、議長に提出された収支報告書及び領収書等の添付書類について、収支及びその内容の整合性など、所定の要件を備えているかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じ、議員などから個別に聴取を行うなどの確認を行っている。また、平成 21 年の条例改正により、議長の調査を補佐するため、学識経験者で構成する第三者機関の協議会が設置され、平成 22 年度からの政務調査費に係る収支報告書及び領収書等の添付書類について、弁護士、大学教授及び公認会計士の 3 名の委員によって抽出調査が実施されている。その際、政務調査費としての計上に疑義や瑕疵があった場合、使途基準との乖離が生じている場合にあっては、当該議員からの申し出により、後日、修正した収支報告書が改めて提出され、議長において、これを受理している。そして、規程第 6 条の規定に基づき、議長から知事に対して、収支報告書の写しが送付され、通知を受けた知事は、当該通知に基づき、残余額が生じた議員及び会派に対して、返納を求めている。なお、これまでの措置例の主なものとしては、資料購入費や備品購入費について、計上誤りなどの理由から、議員からの申し出により、修正した収支報告書が提出され、新たに生じた残余額の返納が行われた事例があった。

カ 政務調査費の使途に関しては、「会派及び議員は、政務調査費を、別に定める使途基準に従い、使用しなければならない。」と規定した条例第 8 条を受け、規程第 4 条で「条例第 8 条の使途基準は、会派に係る政務調査費については別表第 1、議員に係る政務調査費については別表第 2 のとおりとする。」と規定され、規程別表第 1 においては、「会派が行う道の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費」を内容とする調査研究費が、また、規程別表第 2 においては、「議員が行う調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費」を内容とする「事務所費」、「議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費」を内容とする「人件費」などが、それぞれ政務調査費の使途基準の項目として定められている。

キ 他の都府県においては、全国議長会の交付条例（例）等を参考に、それぞれ条例等を制定し、政務調査費を交付しており、おおむね北海道と同様の制度となっている。議員 1 人当たりの支給額は、平成 24 年 4 月現在で、東京都の月額 60 万円が最も高く、徳島県の月額 20 万円が最も低く、47 都道府県の単純平均では約 35 万円である。支給対象は、北海道と同様に、会派及び議員に交付している府県が最も多く、会派のみ、議員のみ、あるいは、交付対象を各会派が選択している県もある。

ク 道議会の政務調査費制度については、当初から透明性の確保に配慮し、収支報告書を閲覧

の対象とするなど公開し、収支報告書への領収書の添付については、平成 18 年度交付分から、事務所費、事務費及び人件費に係る項目を除き、1 件 5 万円以上の支出に対して義務付けることとした。その後も、道議会では、政務調査費の透明性を一層確保するため、議会改革等検討協議会において精力的に検討を重ねた結果、平成 21 年第 1 回定例会において、収支報告書に添付する領収書の範囲を 2 段階で拡大する条例改正を行い、平成 21 年度交付分にあつては、1 件 1 万円以上の支出に、平成 22 年度以降の交付分にあつては、すべての支出に拡大し、さらに、前述のとおり、平成 21 年第 2 回定例会においては、議長の調査を補佐する第三者機関を平成 22 年度から設置するなどの条例改正を行った。

ケ 道議会の最高規範として「北海道議会基本条例」を制定し、法においては明確となっていない議員の活動について具体的に規定し、これらの活動に係る調査研究を政務調査活動として規定するとともに、「使途の透明性を確保するため、公開する」旨を明示した。

コ 他都府県における制度の見直しについては、近年は特に、収支報告書に添付を義務付ける領収書の範囲を拡大する府県が多く、すべての支出に係る領収書の添付を義務化した都府県は、平成 18 年度の時点では 3 県であったが、平成 24 年度分については、北海道のほか、41 都府県となっている。また、第三者機関を設置しているのは、北海道のほか、東京都、京都府及び大阪府の 3 都府と承知している。

(2) 請求人の主張について

ア 自民党道民会議の自民党道連に対する支出について

(ア) 法では、政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法については、各自治体が条例で定めることとされており、収支報告書の様式、記載方法、添付書類等についても、各議会の裁量に委ねられている。条例に定める収支報告書の様式、記載方法などは、全国議長会が平成 12 年に示した交付条例(例)等に準拠したもので、他府県と同様の標準的な取扱いとなっている。また、道議会においては、平成 22 年度からは、業務委託調査を行ったときなどは、政務調査活動の内容を記録した活動記録簿の添付を義務付けている。

(イ) 本件支出については、会派が行う道の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費として、条例で定める収支報告書の様式に則り記載され、必要な書類が添付されている。

(ロ) 本件支出については、活動記録簿において、委託業務の内容や自民党道連による使途の区分が記載されており、さらに、自民党道民会議に聴取したところ、道政に関する市町村や各種団体の要望等を取りまとめ、道政に反映させることなどを目的として、会派の様々な政務調査活動に要する業務について、専門的なノウハウを有し、また、会派の目指す道政の方向性を熟知している自民党道連に委託したものであり、具体的には、代表質問の作成補助として、知事部局等からのヒアリングや各種データの分析、他府県の事例調査や文献調査等の業務をはじめ、各地域の要望調査や国等への要請活動といった会派の政務調査活動のために必要な経費であるとの説明を受けている。

(ハ) 会派から党支部に対する委託費に政務調査費を充当することは、これまでの判例においても認められている。

イ 民主党道民連合の民主党北海道に対する支出について

(ア) 平成 23 年度交付分のうち、議員改選前に交付された 4 月分については、収支報告書の閲覧開始日が平成 23 年 8 月 1 日となっていることから、平成 25 年 5 月 16 日付けで提出された本件住民監査請求については、閲覧開始日から起算すると、既に 1 年を経過し、法で定める監査請求の期限を過ぎていることから、監査請求のうち 4 月分の調査委託費 225 万円については、却下されるべきものである。

(イ) 前述のとおり、本件支出に係る収支報告書は、条例で定める様式に則り記載されている。

(ロ) 本件支出について、民主党道民連合に聴取したところ、会派の様々な政務調査活動に要

する業務について、会派の目指す道政の方向性を熟知している民主党北海道に委託したものであり、具体的には、前述の自民党道民会議の調査委託費と同様、他府県の事例調査や文献調査等の業務をはじめ、地域における調査・分析、これらに基づく報告・提言の策定補助といった会派の政務調査活動のために必要な経費であるとの説明を受けている。

(エ) 道議会事務局においては、収支報告書の活動記録簿等について、記載内容の整合性など、所定の要件を備えているかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じ、会派から聞き取りなどの確認を行っている。

ウ 自民党道民会議の陳情活動等に係る支出について

(ア) 政務調査費の具体的な交付対象等については、各自治体の裁量に委ねられ、道議会においては、従来から、国等との意見交換を伴う要望活動を調査研究費の対象として取り扱ってきたところであり、収支報告書の活動記録簿等について、記載内容の整合性など、所定の要件を備えているかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じ、会派から聞き取りなどの確認を行っている。

(イ) 本件支出については、調査研究費として、条例の定める収支報告書の様式に則り記載され、必要な書類が添付されている。

(ロ) 自民党道民会議に聴取したところ、要請活動だけでなく、農林水産業は本道の基幹産業であることから、TPP交渉による道内への影響等に関する情報収集や意見交換等を行うことで、道の事務に関する調査研究に活用しているとの説明を受けている。

エ 民主党道民連合の陳情活動に係る支出について

(ア) 本件支出については、調査研究費として、条例の定める収支報告書の様式に則り記載され、必要な書類が添付されている。

(イ) 民主党道民連合に聴取したところ、要請活動に止まらず、北海道の基幹産業である農林水産業の振興や北海道の自立に向けた地域主権の推進等様々な政策に関する情報収集や意見交換等を各省庁や国会議員などを行うことで、道の事務に関する調査研究に活用しているとの説明を受けている。

オ 大地の陳情活動に係る支出について

(ア) 本件支出については、調査研究費として、条例の定める収支報告書の様式に則り記載され、必要な書類が添付されている。

(イ) 大地に聴取したところ、要請活動だけでなく、北海道の農業が置かれている現状や課題等に関する意見交換等を行うことで、道の事務に関する調査研究に活用しているとの説明を受けている。

カ 法改正について

(ア) 平成24年の法改正により、政務調査費から政務活動費に名称が改められた際、政務活動費の交付範囲が「議員の調査研究に資する経費」から「議員の調査研究その他の活動」とされ、国等との意見交換を伴わない要請陳情も含め、「要請陳情等活動費」として、より明確にされたところであり、道議会においては、法改正の趣旨を踏まえ、所要の条例改正を行った。

(イ) なお、従来から、単なる要請陳情等のみを政務調査費の対象として取り扱っていた県もあったと承知している。

キ 民主党道民連合の平成23年度新米試食会に係る支出について

(ア) 本件支出については、会議費として、条例の定める収支報告書の様式に則り記載され必要な書類が添付されている。

(イ) 民主党道民連合に聴取したところ、新米試食会は、道内の水稻成育概況や道内米の品種紹介、他県の米との比較を行うことで、今後の北海道における農業政策検討の参考とするため実施したもので、米の相違点を実際に食し、体感するための研修会として位置づけら

れるものであり、単なる飲食費用とは異なるとの説明を受けており、民主党道民連合に所属する議員のほか、農業協同組合の関係団体が参加し、道農政部からその年の水稻の生育状況に関する情報提供があったものと承知している。

ク 新政会の講座受講費用に係る支出について

新政会については、平成 23 年 6 月 14 日付けで会派を解散し、同年 7 月 14 日に収支報告書が提出され、同年 9 月 13 日から収支報告書の閲覧が開始されたことから、平成 25 年 5 月 16 日付けで提出された本件住民監査請求は、閲覧開始日から起算すると、既に 1 年経過しており、法で定める監査請求の期限を過ぎていることから、新政会に係る請求については、却下されるべきものである。

ケ 全体について

(ア) 本件住民監査請求のうち、議員改選前に民主党道民連合が 4 月分の調査委託費として支出した 225 万円及び新政会が研修費として支出した 17 万 8,920 円、合計 242 万 8,920 円については、収支報告書の閲覧開始日から起算すると、既に 1 年を経過しており、法で定める監査請求の期限を過ぎている。

(イ) 政務調査費については、条例、規程等により、制度内容が具体的に示されており、併せて、平成 22 年度からは、収支報告書とともに、すべての領収書等の写しや政務調査活動の内容を記載した活動記録簿などの添付書類の提出が義務付けられ、また、制度内容及び用途基準等についても、必要の都度、各会派及び各議員に対してその周知を図ってきている。議長に提出された収支報告書及び添付書類については、道議会事務局において、収支及びその内容の整合性など、所定の要件を備えているかどうかのチェックを行うとともに、必要に応じ、各会派及び各議員から聞き取りなどの確認を行っており、現行制度の趣旨に沿って、適正に処理されていると考えている。

5 実地監査

平成 25 年 6 月 11 日、道議会事務局に対し、政務調査費に係る支出事務等について実地監査を実施し、その後も必要に応じ調査を行った。

第 5 監査の結果

本件住民監査請求については、次のとおり決定した。

平成 23 年度における自民党道民会議、民主党道民連合及び大地の政務調査費のうち調査研究費（平成 23 年道議会議員改選前の 4 月分調査委託費を除く。）に係る支出並びに民主党道民連合の政務調査費のうち会議費に係る支出は、違法又は不当な公金の支出であるとして、北海道知事に対し、北海道が被った損害を填補するための必要な措置及び今後の損害を未然に防止するための条例改正等の措置を講ずるよう勧告することを求めていることについては、これを棄却する。

請求人のその他の請求については、これを却下する。

以下、事実関係の確認、判断及び意見について述べる。

1 事実関係の確認

(1) 平成 23 年度における政務調査費の制度等について

ア 政務調査費は、法第 100 条第 14 項にその根拠を有し、同項では「交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない」と規定し、同条第 15 項では「条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。」と規定しているところ、北海道においては条例が定められ、これらの事項について規定されている。

イ 政務調査費については、条例第 1 条において、道議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、道議会における会派及び議員に対し交付する旨規定し、条例第 2 条にお

いては、議会の会派（所属議員が1人の場合を含む。）及び議員の職にある者に対して交付すると規定している。

ウ 政務調査費の額については、条例第3条第1項において会派については月額10万円に当該会派の所属議員の数を乗じて得た額を、条例第4条第1項において議員については月額43万円（平成23年8月以降にあっては、5万円を減じた額）を交付するものと定めている。

エ 条例第8条は、「政務調査費を、別に定める使途基準に従い、使用しなければならない。」と定め、規程第4条において、「条例第8条の使途基準は、会派に係る政務調査費については別表第1、議員に係る政務調査費については別表第2のとおりとする。」としている。また、使途基準の取扱い等について、手引等を別に定めている。

オ 条例第9条第1項は、会派の代表者及び議員は、収支報告書を、年度終了日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならないとしている。

カ 条例第9条第2項は、会派の代表者は、会派が消滅した場合には、前項の規定にかかわらず、当該会派が消滅した日の属する月までの収支報告書を、別記第1号様式により、消滅した日の翌日から起算して30日以内に、議長に提出しなければならないとしている。

キ 条例第9条第4項は、収支報告書を提出する場合は、すべての支出について領収書等の写しを添付しなければならないとしている。

ク 条例第10条は、「議長は、政務調査費の適正な運用を期するため、収支報告書及び領収書等の写しに関し、必要な調査を行うものとする」とし、当該調査の遂行を補佐させるため、議長が指名する3名以内の学識経験を有する者をもって構成する協議会を置き、当該協議会に必要な調査等を行わせることができるとしている。

ケ 規程第9条第1項は、条例第12条第2項の規定による収支報告書等の閲覧は当該収支報告書等を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日（平成24年3月30日議会告示による改正後の規程にあっては90日）を経過した日の翌日からすることができるとしている。

コ 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第13条（又は第14条）の規定により、道議会事務局長（又は道議会事務局総務課長）が専決により交付等の事務を執行している。

(2) 平成23年度における政務調査費の支出について

ア 平成23年度の政務調査費の交付額については、条例に基づき、各会派に対して、総額で1億2,440万円を支出している。

イ 自民党道民会議は、自民党道連に対し、毎月調査委託費を支出しており、当該年度の合計は4,500万5,040円であり、うち4月分は375万420円である。

ウ 民主党道民連合は、民主党北海道に対し、毎月調査委託費を支出しており、平成23年度の合計は2,960万円であり、うち4月分は225万円である。

エ 自民党道民会議は、平成23年11月7日から同月9日における「T P P交渉参加反対北海道要請集会出席並びに農林水産省・北海道代議士会（自民党）への要請活動」に係る旅費等について26万4,150円、同年12月20日における「北海道両院ブロック議員会との懇談会等」及び「平成24年度北海道開発関係予算要請」に係る旅費等について285万8,957円、計312万3,107円を調査研究費として支出している。

オ 民主党道民連合は、同年7月19日から同月20日における「来年度国費予算についての要望活動」に係る旅費等について12万5,090円、同年9月13日から同月14日における「中央要望活動」に係る旅費等について24万4,980円、計37万70円を調査研究費として支出している。

カ 大地は、同年10月12日における「T P P参加の反対について」の活動に係る旅費について、調査研究費として、6万4,740円を支出している。

キ 民主党道民連合は、同年11月1日に開催した「平成23年度新米試食会」に係る弁当代及び米代について、会議費として、16万8,699円を支出している。

ク 新政会は、通信講座「一発短答合格コースDVDクラス」の受講費用について、研修費として、17万8,920円を支出している。

(3) その他

ア 条例第9条の規定により議長に提出された収支報告書等の写しについては、議長の命を受けた道議会事務局が、その内容を確認し、不明な点があれば、その都度、会派及び議員に対し、確認を行っている。

イ 条例第10条の規定により、収支報告書等に関する議長の調査を補佐させるため、弁護士、大学教授及び公認会計士の3名の学識経験者で構成する協議会を設置している。平成23年度については、3名の委員が、年3回、一定期間、それぞれ抽出調査を実施し、その結果を協議するため、都度、協議会を開催している。その後、議長に対し、調査結果を報告している。そして、規程第6条の規定により議長から知事へ収支報告書等の写しが送付されている。

ウ 平成23年度分の政務調査費の収支報告書等について、具体的には、平成24年5月1日までに条例第9条第1項の規定により会派の代表者から議長へ報告され、同年7月12日に規程第6条の規定によりその写しが議長から知事へ送付され、平成24年7月31日に条例第12条第2項及び平成24年3月30日議会告示による改正後の規程第9条第1項の規定により閲覧に供されている。

エ ただし、議員改選前の平成23年4月分の政務調査費に係る収支報告書等にあつては、平成23年5月30日までに条例第9条第2項の規定により会派の代表者から議長へ報告され、同年7月27日にその写しが議長から知事へ送付され、同年8月1日に同12条第2項及び規程第9条第1項の規定により閲覧に供されている。

また、平成23年度中に消滅した会派である新政会に係る収支報告書等にあつては、同様に、平成23年7月14日に消滅前の会派の代表者から議長へ報告され、同年8月11日にその写しが議長から知事へ送付され、同年9月13日に閲覧に供されている。

オ 議員の任期については法等で定められており、また、新政会の会派消滅については平成23年6月14日付けで会派解散届があつたとの報告が同月21日の議会運営委員会においてなされ、議事録が公開されているほか、同年9月13日発行の道議会広報誌「北海道議会時報」に掲載されており、当該広報誌は道議会のホームページに掲載されているほか、道議会や道行政情報センター、配布先の道内市立図書館などにおいて閲覧に供されている。

2 判断

(1) 政務調査費に係る違法性等について

ア 政務調査費の交付について

(ア) 政務調査費は、地方議会の活性化を図る趣旨から、議員の調査活動の基盤を強化するため制度化されたもので、法第100条第14項に基づき地方公共団体が条例を定めることで交付することができ、その場合、条例において、当該政務調査費の交付対象、額及び交付の方法を定めなければならないとされている。また、同条第15項においては「条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するもの」とされている。

(イ) 北海道における政務調査費については、条例が定められ、交付対象、額等が規定されるとともに、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出する規定も定められているところである。また、政務調査費の用途については、条例第8条において、「別に定める用途基準に従い、使用しなければならない。」とされ、規程第4条の規定に基づく別表において、用途基準の具体的な項目が示されている。また、具体の運用にあつては、手引を作成し、会派及び議員に対して周知を図っていることが認められる。

(ウ) 条例第9条第4項において、収支報告書の提出に際し、すべての支出について領収書等

の写しの添付を義務付けるとともに、条例第 12 条において、収支報告書等の閲覧の規定を定めている。

(エ) 平成 23 年度における政務調査費の支出は、条例で定められた額が、各会派及び議員個人に交付され、議長への収支報告書の提出及び領収書等の写しの添付も条例の規定どおり行われている。

(オ) 次に、政務調査費の支出の違法又は不当について検討すると、東京高等裁判所平成 21 年 9 月 29 日判決（東京地方裁判所平成 20 年 11 月 28 日判決を引用）では「本件各支出が区政に関する調査研究に資するために必要な経費以外の経費にかかる支出であるか否かは、本件各支出が本件用途基準及び本件申合せ事項に反するか否かを基準に判断するのが相当である。」と判示されている。こうしたことから、本件住民監査請求に当たっては、交付された政務調査費が、条例で定められた用途基準や手引等の運用に係る事項に照らし、これらを逸脱している場合、当該支出は違法又は不当なものとして判断されることになることと解する。

イ 自民党道民会議の自民党道連に対する支出について

(ア) 自民党道民会議は、平成 23 年度において、政務調査費として 6,200 万円の交付を受け、自民党道連に対して調査委託費として 4,500 万 5,040 円を支出している。このうち本件住民監査請求があったのは、4 月分 375 万 420 円を除いた 4,125 万 4,620 円である。

(イ) 自民党道民会議から自民党道連に対する調査委託内容は、道政に反映させることを目的とした資料・情報収集・整理、地域における政策調査、調査結果の集計及び分析、連絡調整を含めた道政調査活動等に係る委託業務であることを委託契約書により確認しており、これは政務調査活動に該当するものと認められ、このような調査委託に対して政務調査費を支出することは、用途基準上、認められるものである。

(ウ) 収支報告書、委託業務の内容や自民党道連による用途の区分が記載された活動記録簿、領収書等添付票については、条例及び規程の規定に従い、提出されており、また、本件支出の成果物については、知事部局等からのヒアリングや代表質問の作成補助など、委託業務の実施過程において作成された資料などの提示を受け、委託の成果物であることを確認した。

(エ) 本件調査委託費については、自民党道連からの出向者である自民党道民会議の政策審議委員会の職員の給与、移動政調会の開催に係る会場借上料や旅費などの経費、中央要請活動に係る旅費などの経費、事務用品の購入費等に用いられたことが確認された。

(オ) 前述した委託契約書や成果物などの確認結果、委託の内容の聴取結果、また、用途基準では、これら業務委託をするに当たって、特に委託先の制限等は設けていないものであることから、本件支出は用途基準に違背、逸脱したものと解することはできない。

(カ) 会派から党支部に対する上記のような調査委託費に政務調査費を充当することについては、大阪高等裁判所平成 23 年 9 月 30 日判決が、「県から交付を受けた本件政務調査費等をもって県連に要望事項聴取活動等の委託費を支払ったことが、本件条例等に定める本件政務調査費等の用途基準に反したものと認めることはできない。」と判示していることから、認められるものと解される。

(キ) 請求人が、調査委託費の支出先が会派の所属する政党の支部等の団体であること、支出金額が 1 か月ごとにおおむね一定額であることなどに照らすと、上記支出は、具体的な調査を委託し、その対価として支出されたものとは認定しがたく、政務調査費を政務調査以外の用途に用いるための方便として利用した可能性すら窺われると主張していることについては、委託契約書に委託業務の内容及び毎月の委託料の支払について明記されていること、前述のとおり成果物が存することなどから、認めることはできない。

ウ 民主党道民連合の民主党北海道に対する支出について

(ア) 民主党道民連合は、平成 23 年度において、政務調査費として 4,460 万円の交付を受け、

民主党北海道に対して調査委託費として2,960万円を支出している。また、このうち4月分は225万円、5月分から翌年3月分までは2,735万円である。

- (イ) この4月分の支出225万円については、条例及び規程に基づき、収支報告書等が平成23年8月1日に閲覧に供されていることから、遅くとも、この日までには、請求人が違法又は不当と主張する当該行為は終わっている。しかし、本件住民監査請求は、平成25年5月16日に提出されており、法第242条第2項においては、「当該行為のあった日又は終わった日から1年を経過したときは、これを行うことができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定されていることから、1年を経過してもなお、住民監査請求が可能とされる正当な理由が必要となる。
- (ロ) 請求人は、補正書面及び陳述において、閲覧可能となったこと又は収支報告書等が整理・調整されたことについて、例えば、道議会のホームページを通じて告知があつて初めて閲覧可能になったことを知ることができるのだが、そうした告知をされたものではなく、一般的な北海道民が容易に知り得る状態にはなかったことから、当該行為の存在及びその内容を知ることができる状態にあつたとはいえない、また、一部だけひっそりと開示されたことをもって期間制限を盾に判断を避けるのは住民監査請求制度の趣旨から不適当な運用であるとし、知ることができた時点から少なくとも1年間の間に監査請求がなされたのであれば、正当な理由があると解すべき、と主張している。
- (ハ) しかし、正当な理由については、最高裁判所平成14年9月12日判決において、「普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかった場合」とされている。本件では、議員の任期が法等で定められ、収支報告書等の提出期限やこれによる閲覧日が条例及び規程により規定されていることから、本件住民監査請求に必要な正当な理由があるとは認められない。
- (ニ) したがって、平成23年度において、民主党道民連合が民主党北海道に対して支出した調査委託費2,960万円のうちの4月分225万円については、住民監査請求の対象とすることはできない。
- (ホ) 民主党道民連合から民主党北海道に対する調査委託内容は、道政に係るデータ収集・整理、関連資料の整理、地域における調査及び調査結果の集計、分析、調査結果に基づく提言などの策定補助、連絡調整を含めた道政調査活動等に係る委託業務であることを委託契約書により確認しており、これは政務調査活動に該当するものと認められ、このような調査委託に対して政務調査費を支出することは、使途基準上、認められるものである。
- (ヘ) 収支報告書、委託業務の内容が記載された活動記録簿、領収書等添付票については、条例及び規程の規定に従い、提出されており、また、本件支出の成果物については、知事部局等からのヒアリングや代表質問の作成補助など、委託業務の実施過程において作成された資料などの提示を受け、委託の成果物であることを確認した。
- (ヘ) 本件調査委託費については、民主党北海道からの出向者である民主党道民連合の政策審議会の職員の給与に用いられたことが確認された。
- (コ) 前述した委託契約書や成果物などの確認結果、委託の内容の聴取結果、また、使途基準では、これら業務委託をするに当たって、特に委託先の制限等は設けていないものであることから、本件支出は使途基準に違背、逸脱したものと解することはできない。
- (ク) 請求人が、調査委託費の支出先が会派の所属する政党の支部等の団体であること、支出金額が1か月ごとにおおむね一定額であることなどに照らすと、上記支出は、具体的な調査を委託し、その対価として支出されたものとは認定しがたく、政務調査費を政務調査以外の用途に用いるための方便として利用した可能性すら窺われると主張していることについては、委託契約書に委託業務の内容及び毎月の委託料の支払について明記されているこ

と、前述のとおり成果物が存することなどから、認めることはできない。

エ 自民党道民会議の陳情活動等に係る支出について

(ア) 自民党道民会議は、平成 23 年 11 月 7 日から同月 9 日における「T P P 交渉参加反対北海道要請集会出席並びに農林水産省・北海道代議士会（自民党）への要請活動」並びに同年 12 月 20 日における「北海道両院ブロック議員会との懇談会等」及び「平成 24 年度北海道開発関係予算要請」に係る旅費等について、それぞれ調査研究費として、計 312 万 3, 107 円支出している。

(イ) 請求人は、上記支出は政策的な要望事項を政府に伝えるための陳情活動や特定の政治課題の達成を主たる目的とする政治集会への参加を内容とするものであるが、いずれも調査研究ではなく、活動に際して国会議員や閣僚等と意見交換を行うなど何らかの知見や情報を取得することが皆無とまでは言えないにしても、それは副次的な効果に過ぎず、少なくとも陳情活動の本質的部分は、「調査研究」の性質を有してはいないはずであり、かかる支出は違法と主張している。

(ウ) 法 100 条第 14 項では、「政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」とされていることから、条例第 8 条では、「政務調査費を、別に定める使途基準に従い、使用しなければならない。」と定め、規程第 4 条において、当該使途基準は、会派に係る政務調査費については別表第 1、議員に係る政務調査費については別表第 2 のとおりとするとされている。さらに、手引等が定められ、要望活動に関しては、今般の監査において、従来から国等との意見交換を伴うものについて調査研究費の対象として取り扱ってきていること、調査研究費として条例の定める収支報告書の様式に則り記載され必要な書類が添付されていること、要請活動だけでなく T P P 交渉による道内への影響等に関する情報収集や意見交換等を行い道政に関する調査研究に活用していることといった調査研究の実質があることを会派から聴取していることが確認された。

(エ) 請求人においても、陳情活動等に際して国会議員や閣僚等と意見交換を行うなどにより、何らかの知見や情報を取得する可能性について想定しているが、道議会においては、こうした国等との意見交換を通して知見や情報などを得、道政に関する調査研究に活用しているなど、調査研究の実質があるとの認識のもと、国等との意見交換を伴うものについて調査研究費の対象として取り扱っていることから、意見交換は副次的なものであってもかかる支出は違法であるとの請求人の主張を認めることはできない。

オ 民主党道民連合の陳情活動に係る支出について

(ア) 民主党道民連合は、平成 23 年 7 月 19 日から同月 20 日における「来年度国費予算についての要望活動」及び同年 9 月 13 日から同月 14 日における「中央要望活動」に係る旅費等について、それぞれ調査研究費として、計 37 万 70 円を支出している。

(イ) 請求人は、上記支出は政策的な要望事項を政府に伝えるための陳情活動を内容とするものであるが、いずれも調査研究ではなく、前述の自民党道民会議の陳情活動等に係る支出と同様に、かかる支出は違法と主張している。

(ウ) しかし、法に基づき、条例等において使途基準等が定められる中、今般の監査において、従来から国等との意見交換を伴うものについて調査研究費の対象として取り扱ってきていること、調査研究費として条例の定める収支報告書の様式に則り記載され必要な書類が添付されていること、要請活動だけでなく国会議員や各省庁などと北海道の基幹産業である農林水産業の振興や北海道の自立に向けた地域主権の推進等様々な政策に関する情報収集や意見交換等を行い道政に関する調査研究に活用していることといった調査研究の実質があることを会派から聴取していることが確認された。

(エ) 道議会においては、こうした国等との意見交換を通して知見や情報などを得、道政に関する調査研究に活用しているなど、調査研究の実質があるとの認識のもと、国等との意見

交換を伴うものについて調査研究費の対象として取り扱っていることから、意見交換は副次的なものであつてかかる支出は違法であるとの請求人の主張を認めることはできない。

カ 大地の陳情活動に係る支出について

(ア) 大地は、平成 23 年度において、政務調査費として 220 万円の交付を受け、平成 23 年 10 月 12 日における「T P P 参加の反対について」の活動に係る旅費について、調査研究費として、6 万 4,740 円を支出している。

(イ) 請求人は、上記支出は政策的な要望事項を政府に伝えるための陳情活動を内容とするものであるが、いずれも調査研究ではなく、前述の自民党道民会議の陳情活動等に係る支出と同様に、かかる支出は違法と主張している。

(ウ) しかし、法に基づき、条例等において使途基準等が定められる中、今般の監査において、従来から国等との意見交換を伴うものについて調査研究費の対象として取り扱ってきていること、調査研究費として条例の定める収支報告書の様式に則り記載され必要な書類が添付されていること、要請活動だけでなく北海道の農業が置かれている現状や課題等に関する意見交換等を行い道政に関する調査研究に活用していることといった調査研究の実質があることを会派から聴取していることが確認された。

(エ) 道議会においては、こうした国等との意見交換を通して知見や情報などを得、道政に関する調査研究に活用しているなど、調査研究の実質があるとの認識のもと、国等との意見交換を伴うものについて調査研究費の対象として取り扱っていることから、意見交換は副次的なものであつてかかる支出は違法であるとの請求人の主張を認めることはできない。

キ 民主党道民連合の平成 23 年度新米試食会に係る支出について

(ア) 民主党道民連合は、平成 23 年 11 月 1 日に開催した「平成 23 年度新米試食会」に係る弁当代及び米代について、会議費のうち食糧費として、16 万 8,699 円を支出している。

(イ) 請求人は、手引によれば、会議費の中での食糧費の支出は研修費の場合に準じて、「会派が行う研修会、講演会及び他団体が開催する研修会、講演会等並びにこれらに連続した懇談会での食事、飲食に充当する場合は、社会通念上許容される範囲のものとする」とされているが、新米試食会は文字通り「試食会」であつて、研修会、講演会のいずれにも該当せず、食糧費を支出し得ないことから、かかる支出は違法と主張している。

(ウ) しかし、今般の監査において、会議費として条例の定める収支報告書の様式に則り記載され必要な書類が添付されていること、新米試食会では道内の水稻成育概況や道内米の品種紹介のほか他県の米との比較を行い今後の北海道における農業政策検討の参考とするため、3 種類の米の相違点を実際に食し体感したこと、試食した米に関するアンケート調査を実施し結果を報告していること、出席者として会派所属議員のほか農業協同組合の関係団体が参加したこと、道農政部の担当職員からその年の水稻の生育状況について説明があったことなどから、研修の実質があることを会派から聴取していることが確認された。

(エ) したがって、新米試食会における弁当代及び米代については、会議費として支出されているが、こうした会の実施内容から実質的に研修として認められるものであることから、研修会、講演会のいずれにも該当せずかかる支出は違法であるとの請求人の主張を認めることはできない。

ク 新政会の講座受講費用に係る支出について

(ア) 新政会は、平成 23 年度において、政務調査費として 20 万円の交付を受け、通信講座「一発短答合格コース DVD クラス」の受講費用について研修費として 17 万 8,920 円を支出している。

(イ) 新政会については、前述のとおり、条例及び規程に基づき、収支報告書等が平成 23 年 9 月 13 日に閲覧に供されていることから、遅くとも、この日までには、請求人が違法又は不当と主張する当該行為は終わっており、前述の民主党道民連合の平成 23 年 4 月分の調査

委託費の支出と同様、法第 242 条第 2 項に規定される正当な理由が必要となり、請求人も同様の理由から、正当な理由があると解すべきと主張している。

(ウ) しかし、正当な理由が認められるには、前述のとおり最高裁判決において「住民が相当の注意力をもって調査を尽くしても客観的にみて監査請求をするに足りる程度に当該行為の存在又は内容を知ることができなかつた場合」とされており、本件住民監査請求については、会派の消滅に係る情報が公開されていること、収支報告書等の提出期限やこれによる閲覧日が条例及び規程により規定されていることから、1 年を経過してもなお、住民監査請求が可能とされる正当な理由があるとは認められない。

(エ) したがって、平成 23 年度において、新政会が支出した研修費 17 万 8,920 円については、住民監査請求の対象とすることはできない。

(2) 条例の改正等について

上記(1)で述べたとおり、政務調査費の交付に違法性が認められないこと。

また、条例及び規程が平成 21 年 3 月 31 日の改正では、収支報告書にすべての支出について領収書等の写しを添付することとされ、同年 7 月 10 日の改正では、議長の収支報告書等の調査に当たり、これを補佐するために、議長が指名する 3 名以内の学識経験者からなる協議会を置くこととされたこと。

さらに、平成 24 年の法改正（平成 25 年 3 月 1 日施行）により政務調査費から政務活動費に名称が改められた際、議長は政務活動費について使途の透明性の確保に努めるものとされ、道においても平成 24 年 12 月に所要の条例改正等（平成 25 年 3 月 1 日施行）を行ったこと。

以上のことから、さらなる条例の改正等については、消極的に解するものである。

3 意見

今回の監査を通じての監査委員としての意見を述べる。

一般の監査においては、政務調査費に係る収支報告書や活動記録簿等について、記載されている内容が単に項目だけを記述するなど具体的にないものなどが見受けられ、政務調査費の使途を十分には説明できていないものもあつたところである。これらについては、監査の中で、陳情活動等の際には、国等と意見交換が行われていること、また、新米試食会においては、道内米の品種紹介や試食による他県米との比較などの研修が行われていることなどを確認する必要があつたところである。

今回の法改正により、政務調査費については、その名称が「政務活動費」に、交付目的が「議員の調査研究に資するため」から「議員の調査研究その他の活動に資するため」と改められ、政務活動費を充てることができる経費の範囲は条例で定めることとされたほか、議長は、政務活動費について、使途の透明性確保に努めることとされ、道議会においても、条例や規程等について、所要の改正が行われたところである。

これまで、道において政務調査費に係る監査請求や住民訴訟が行われ、道民の厳しい目が向けられているが、今年度から交付されている政務活動費も道民の貴重な税金等を原資とするものであることから、道民から負託を受けた道議会の各議員にあっては納税者である道民にその使途について説明責任を果たすことが求められている。

今後とも道議会において、政務活動費の規程等及びその運用について、不断に改善や工夫を行うほか、議長が行う政務活動費に係る収支報告書等の調査を補佐させるために設置された第三者機関である「北海道議会政務活動費調査等協議会」の機能を十分に活用するなどして、政務活動費の使途について一層の透明性を確保し、説明責任を果たしていくことを強く期待するものである。